

糸田町農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の募集を行うので、以下のとおり公告する。

令和8年2月2日

糸田町長 森下 博輝



糸田町農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者推薦及び募集要項

糸田町及び糸田町農業委員会は、現農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。なお、推薦を受け又は応募していただいても必ずしもこれらの委員候補者に確定するとは限りませんのでご了承ください。

1 推薦及び募集の対象

- (1) 農業委員候補者
- (2) 農地利用最適化推進委員候補者

2 推薦及び募集期間

令和8年2月2日（月）から令和8年3月19日（木）まで

3 推薦及び応募の資格

推薦を受け又は応募できるのは、次のいずれにも該当する方です。

- (1) 農業委員会等に関する法律第8条第4項に規定する者以外の者
- (2) 町の職員でない者

4 定数

- (1) 農業委員 10名
- (2) 農地利用最適化推進委員 2名

農地利用最適化推進委員担当区域

番号	区域	定員
1	宮谷、真岡、西部、南糸田、嵐ヶ池	1名
2	北区、大熊、下糸田、中糸田、上糸田、原、宮床、宮川（一）	1名

## 5 推薦又は応募の方法

別添の推薦届又は応募届に必要な事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、令和8年3月19日(木)17時15分までに糸田町役場地域振興課へ提出してください。なお、郵送による提出も可としますが、締切日必着でないと受付しません。また、提出された推薦届及び応募届は返却しませんのでご了承ください。

※ 個人による推薦には農業者等3名以上の推薦者が必要です。

※ 農業委員と農地利用最適化推進委員の候補者に同時になる事や農地利用最適化推進委員の異なる地区の候補者に同時になる事も出来ます。

※ メール及びFAXによる提出は受け付けません。

※ 推薦、応募状況について、住所・連絡先以外の情報は公表されますのでご承知ください。

## 6 候補者の選定

推薦若しくは応募による候補者の総数が「4」に掲げる定数を超えた場合は、町長または農業委員会が候補者を選定します。なお、その際必要に応じて意見聴取や面接等を実施する場合があります。

## 7 選考結果の通知

選考結果は、令和8年6月30日(火)までに本人宛に郵送通知します。

## 8 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

## 9 任期

(1) 農業委員 令和8年7月20日～令和11年7月19日

(2) 農地利用最適化推進委員 委嘱日～農業委員任期満了日

## 10 職務

(1) 農業委員

農業委員は農地法等によりその権限に属する業務を行うと共に、農地等の担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進といった農地等の利用最適化の業務を行います。会議は、基本的には毎月1回(毎月10日前後)の開催となります。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

## (2) 農地利用最適化推進委員

糸田町全域の中の各担当地区について、農業委員と密接に連携し、担い手への農地の利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の担当地域における現場活動を中心とする業務を行います。又、農業委員会の会議に出席していただき、報告等をしていただきます。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

### 11 身分及び報酬額

いずれも糸田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬等を支給します。

### 12 推薦及び応募の問い合わせ先

〒822-1392

福岡県田川郡糸田町1975番地1

糸田町役場地域振興課

電話 0947(26)4025

FAX 0947(26)1651